

審 査 基 準

年 月 日作成

法 令 名 : 質屋営業法
根 拠 条 項 : 第 2 8 条第 3 項第 1 号
処 分 の 概 要 : 質契約の終了行為者の承認
原権者(委任先) : 都道府県公安委員会(方面公安委員会)
法 令 の 定 め : 質屋営業法第 4 条第 3 項(営業内容の変更) 第 9 条第 2 項(許可証の返納) 第 2 8 条第 6 項(質置主の保護) 質屋営業法施行規則第 1 条(申請及び届出の一般的手続) 第 1 0 条(死亡の届出) 第 1 4 条の 2(許可証の返納)
審 査 基 準 : 質契約を終了させるために必要な行為を行う者が、質置主の保護の観点から不 適当でないと認められる者であるときに承認する。
標 準 処 理 期 間 : 2 5 日以内で各都道府県警察の実情に応じて期間を定める。
申 請 先 :
問 い 合 わ せ 先 :
備 考 :